

## お知らせ

### 6月は「外国人労働者問題啓発月間」 外国人雇用はルールを守って適正に

外国人（特別永住者等を除く）の雇入れ及び離職の際は、その氏名、在留資格等をハローワークへ届け出てください。

外国人労働者の適正な雇用の推進及び不法就労の防止に、事業主をはじめ皆さんのご理解とご協力をお願いします。

**問合せ先** 岐阜労働局職業対策課

☎ 058-245-1314

または、最寄りのハローワーク

### 子育て支援員研修を受講しませんか

県内で、保育や子育て支援の分野で仕事をしたいと考えている人を対象に、子育て支援員研修を開催します。申込方法や日程の詳細などは、岐阜県ホームページ内「子育て支援員研修」ページを参照してください。

**県ホームページ**

<https://www.pref.gifu.lg.jp>

**問合せ先** 岐阜県子育て支援課

☎ 058-272-1111

### 人権擁護委員の日

全国人権擁護委員連合会では、人権擁護委員法の施行日である6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、全国の人権擁護委員がこの日を中心として、その地域の実情に応じた啓発行事等を実施することにより、人権擁護委員制度の周知徹底と人権尊重思想の普及高揚を図ることとしています。

**問合せ先** 総務課 ☎ 34-1111

### 原水爆禁止平和行進

日本本土に原爆が落とされてから75年、第五福竜丸が水素爆弾実験により放射性落下物（死の灰）を浴びてから66年、福島第一原発から9年、原子力被害は決して過去のものではありません。

役場前で行進の出発式が行われます。平和行進に参加ください。

**日時** 6月15日（月）午前9時～10時15分

**場所** 役場前→平和堂大野店→揖斐川町→池田町→神戸町

※一部マイクロバス使用

**問合せ先** 原水爆禁止平和行進 揖斐郡・神戸町「平和行進」実行委員会 安江 ☎ 090-3444-9046

### 6月は「不正改造車排除強化月間」です。

我が国の自動車保有台数は、令和元年8月末現在で8,200万台を超えており、自動車は国民生活に欠かせない移動手段となっていますが、昨年の交通事故による死者数は3,215人、負

傷者数は46万人と減少しているものの、依然として多くの方が被害に遭われている厳しい状況が続いています。

このような状況の中、暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車については、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに、排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因となっていることから、社会的にもその排除が強く求められています。

皆様も是非、この機会に不正改造の防止についての理解を深めていただき、その排除にご協力ください。

詳しい情報はこちらから「www.tenken-seibi.com」

**問合せ先** 不正改造車・迷惑黒煙車情報提供窓口 ☎ 058-279-3715

### 電波のルールは必ず守りましょう

6月1日～6月10日は電波利用環境保護周知啓発強化期間です

◆電波の利用には、原則、免許が必要です。

◆無線機器の使用には「技適マーク」の確認をしましょう。

◆外国規格の無線機器は国内では使用できません。

不明な点は下記の所までお問い合わせください。

**問合せ先** 総務省東海総合通信局 不法無線局の相談

☎ 052-971-9107

テレビ等の受信障害の相談

☎ 052-971-9648



### 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

令和元年のシートベルトとチャイルドシートの着用状況の全国調査結果です。全ての座席のシートベルトの着用、6歳未満の子どもにチャイルドシートを使用させるのは、道路交通法で規定された運転者の義務です。運転者は、同乗者全員が着用したのを確認して、出発しましょう。

**令和元年シートベルト着用率（11月調査）**

	一般道		高速道等	
	岐阜県	全国	岐阜県	全国
運転者	98.5%	98.8%	98.9%	99.6%
助手席	97.2%	95.9%	98.9%	98.3%
後部座席	53.3%	39.2%	71.6%	74.1%

**令和元年チャイルドシート着用率（6月調査）**

岐阜県	全国
85.2%	70.5%

令和元年（平成31年）中の交通死亡事故におけるシートベルトの非着用率は40%！非着用者のうち、約7割の方がシートベルトを着用していれば命を落とすことはなかったと思われます。

**非着用の危険性**

- 車内で全身を強打する可能性
- 車外に放り出される可能性
- 前席の人が被害を受ける可能性

岐阜県警察ホームページ URL

<http://www.pref.gifu.lg.jp/police/>

**問合せ先** 揖斐警察署

☎ 23-0110



### 自衛官等募集案内

募集種目	受験資格	受付期間	試験期日
自衛官候補生	18歳以上 33歳未満の者	男子 年間を通じて 女子 行っております。	受付時にお知らせします。
一般曹候補生	18歳以上 33歳未満の者		1次 9月18日～20日のうち1日 2次 10月9日～14日のうち1日
航空学生	海上 18歳以上 23歳未満の者 航空 18歳以上 21歳未満の者	7月1日～ 9月10日	1次 9月22日 2次 10月17日～22日のうち1日 3次 (海) 11月20日～12月16日のうち5日間 (空) 11月14日～12月17日のうち5日間

※1 受験資格の年齢は各種目とも令和3年4月1日現在です。

※2 令和3年3月高等学校卒業予定者の採用試験は、原則として令和2年9月18日以降に行います。

**問合せ先** 「自衛隊岐阜地方協力本部 大垣地域事務所」  
大垣市林町5-18 光和ビル2階 ☎ 0584-73-1150

### 未来の環境のため 限りある資源の リサイクルを

産業廃棄物処理 中間処理(木くず) 収集運搬業  
RECYCLING FOR THE ENVIRONMENT

**株式会社 マルダイ**

環境省 優良性評価制度基準適合企業 認証取得  
本社：〒501-0554 岐阜県揖斐郡大野町五之里148-1  
TEL：0585-36-0320 FAX：0585-36-0318

マルダイ

株式会社マルダイは、産業廃棄物処理及び収集運搬業の事業活動をおとして、地球と地域の環境の保全に貢献します。

### 大野町の不動産のご相談は 小森不動産へどうぞ

**小森不動産**  
KOMORI REAL ESTATE

お問い合わせ・お申し込み

**0120-97-6615**

※民間企業等との協働により、新たな財源を確保し、町民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、有料広告を掲載しています。

相談

おおのビジネス相談

◎相談内容 町内の中小企業・小規模事業者の経営上のあらゆる悩み事

◎相談日 6月11日(木)

◎相談時間 午後1時～5時  
(1件あたり60分、午後4時最終受付) ※要予約

◎相談場所 役場 町民相談室

◎相談員 県よろず支援拠点職員

◎予約方法 前日までに電話で予約。当日受付不可。

◎予約・問合せ先 観光企業誘致課

☎ 34-1111

障がい者巡回相談

◎相談内容 日常生活で困っていること・障がい福祉サービスについて等

◎相談日 6月17日(水)

◎相談時間 (1) 午後1時30分～  
(2) 午後2時30分～  
(1件あたり50分) ※要予約

◎相談場所 福祉センター

会議室

◎相談員 障がい者相談支援事業所相談支援専門員(身体・知的・精神)

※日程場所等は諸事情により変更となる場合がありますので予約時に確認してください

※初めての人が優先

※予約時簡単な聴き取りをします

◎予約・問合せ先 福祉課 ☎ 34-1111

多重債務等相談

◎相談内容 多重債務・負債・離婚等法律相談関係

◎相談日 6月8日(月)

毎月第2月曜日(祝日の場合は第3月曜日)

◎相談時間 午後1時～3時  
(1件あたり20分) ※要予約

◎相談場所 保健センター

相談室

◎相談員 弁護士

◎予約・問合せ先 保健センター

☎ 34-2333

心の健康相談

◎相談内容 うつ病・統合失調症・人間関係等心の悩み

◎相談日 6月8日(月)  
毎月第2月曜日(祝日の場合は第3月曜日)

◎相談時間 午後1時～3時  
(1件あたり50分) ※要予約

◎相談場所 福祉センター 会議室

◎相談員 精神保健福祉士

◎予約・問合せ先 保健センター

☎ 34-2333

心配ごと相談

◎相談日 6月2日(火)、9日(火)、23日(火)

◎相談時間 午後1時～3時  
(心配ごと相談1件あたり30分、  
弁護士相談1件あたり20分)  
※弁護士相談要予約

◎相談場所 福祉センター  
会議室

◎相談員

第1火曜日 人権擁護委員、民生児童委員(人権等心配ごと相談)

第2火曜日 行政相談委員、民生児童委員(行政等心配ごと相談)

第4火曜日 弁護士(弁護士相談)

◎予約・問合せ先 社会福祉協議会事務局

☎ 34-2130

町営住宅入居者募集

【募集(受付)期間】 6月1日(月)～19日(金) 午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日は除く)

団地名	中之元北団地(特定公共賃貸住宅)2階～4階部分
募集戸数	若干数(3DK)
入居資格 (全てに該当すること)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 昨年の1ヶ月の世帯全員の所得金額(※)が<sup>1</sup>158,000円以上487,000円以下の人(所得の上昇が見込まれる人を含む)</li> <li>・ 現に自ら居住するための住宅を必要としていること</li> <li>・ 現に同居し、又は同居しようとする親族があること</li> <li>・ 現に町税等を滞納していないこと</li> <li>・ その者又は現に同居し、もしくは同居しようとする親族が暴力団員でないこと</li> </ul>
住宅使用料(家賃)	3DK 52,000円
敷金	家賃の3ヶ月分
備考	その他の施設(広場、自転車置場、物置、集会場、ゴミ集積場、エレベーター)



所在地 中之元876番地1  
構造 中層耐火構造  
4階建 1棟PC造

※ 1ヶ月の所得とは(年間所得金額-控除額の合計)÷12ヶ月

◎入居決定 応募戸数が募集戸数を超えた場合は、抽選により入居者を決定します。

◎申込方法 建設課備付の入居申込書に記入の上、申込む。

※ゴミ当番もあります ※申込書類の内容に虚偽が確認された場合には申込みを無効とします

◎問合せ先 建設課 ☎ 34-1111